

事 業 概 要

平 成 2 3 年 度

川 崎 市 動 物 愛 護 セ ン タ ー

目 次

第1章	総説	
1	沿革	2
2	根拠法令・関係法令	3
	(1) 根拠法令	
	(2) 関係法令	
	(3) 基準・要綱等	
3	組織構成及び人員	4
	(1) 組織構成	
	(2) 職員の配置状況	
4	管轄区域	5
5	施設の概要	5
6	建物配置図及び平面図	6
7	事業予算及び手数料	7
	(1) 事業予算	
	(2) 手数料	
第2章	事業	
1	動物愛護普及啓発事業	10
	(1) 動物愛護の普及	10
	①動物ふれあい教室	
	②夏休み動物体験教室	
	③ふれあい広場	
	④動物愛護フェアかわさき2010	
	⑤動物慰霊祭	
	⑥施設見学等	
	(2) 動物の適正飼養推進	14
	①犬ねこ等の適正飼養講習会	
	②動物に関する苦情	
	③動物に関する相談・問い合わせ	
	④返還時の飼い主指導	
2	動物の収容・保護・管理事業	19
	(1) 市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況	
	(2) 犬の捕獲・収容・返還	
	(3) 犬ねこ等の引き取り	

(4) 負傷動物の保護	
(5) 収容動物の飼養管理	
(6) 犬ねこ等の殺処分	
(7) 犬ねこ等の引渡し	
(8) 登録と狂犬病予防注射	
(9) マイクロチップの推進	
(10) 繁殖制限	
(11) コーディネート事業	
3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業	26
(1) 動物取扱業	
(2) 特定動物	
4 鳥獣保護法関係事業	27
(1) 鳥獣捕獲許可等事務	
(2) 鳥獣飼養登録事務	
(3) 移入動物捕獲支援	
(4) アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症	29
(1) 収容動物の検査	
(2) ふれあい動物の検査	
(3) 高病原性鳥インフルエンザ	
動物愛護センター案内図	30
わんわんレポート	31

第1章 総説

1 沿革

昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として新たに発足しました。

当センターは、市の動物対策の中心的業務を行うとともに、犬、ねこ等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。

さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で憂慮される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

昭和25年 8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年 5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。 * 昭和48年9月 「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」制定にあたり、財団法人 日本動物愛護協会から表彰を受ける。
昭和49年 4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年 9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和50年10月	「川崎市動物愛護賞」制定
昭和55年 1月	「神奈川県犬による危害防止条例」廃止、「神奈川県動物保護管理条例」施行
昭和55年 7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」と改称
昭和63年 5月	動物ふれあい広場を開設(一部)
平成 元年 4月	動物図書・ビデオコーナー開設

平成 2年10月	動物ふれあい広場完成
平成 9年 4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」と改称
平成12年 4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年 4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年 5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成14年10月	「身体障害者補助犬法」施行
平成17年 6月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成17年 8月	「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」策定
平成18年 6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の保護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年 4月	「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管される。

2 根拠法令・関係法令

(1)根拠法令

狂犬病予防法(昭和 25 年 8 月 26 日 法律第 247 号)

狂犬病予防法施行令(昭和 28 年 8 月 31 日 政令第 236 号)

狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年 9 月 22 日 厚生省令第 52 号)

川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和 25 年 11 月 1 日川崎市規則第 33 号)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月 1 日 法律第 105 号)

動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和 50 年 4 月 7 日 政令第 107 号)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(平成 18 年 1 月 20 日 環境省令第 1 号)

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年3月24日 条例第21号)

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(平成 12 年 3 月 31 日 規則第 45 号)

川崎市動物愛護センター条例(昭和 49 年 3 月 30 日 条例第 13 号)

川崎市動物愛護センター条例施行規則

(昭和 49 年 4 月 1 日 規則第 40 号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)

(2)関係法令

遺失物法(平成 18 年 6 月 15 日 法律第 73 号)

獣医師法(昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 186 号)

家畜伝染病予防法(昭和 26 年 5 月 31 日 法律 166 号)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

(平成 20 年 6 月 18 日 法律第 83 号)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成 16 年 6 月 2 日 法律第 78 号)

(3)基準・要綱等

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

展示動物の飼養及び保管に関する基準

実験動物の飼養及び保管等に関する基準

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理方法等の細目

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

特定動物の飼養又は保管の方法の細目

犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置 等

関係要綱

動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱

電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱

移入有害動物捕獲支援要綱

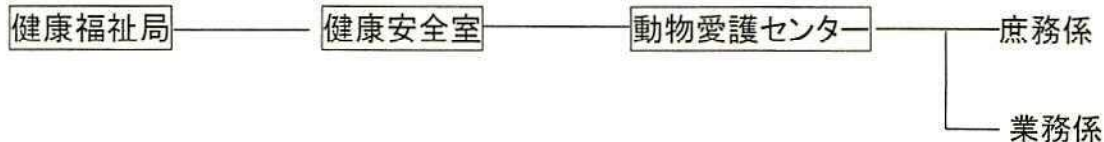
犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱

動物の引渡し実施要綱

動物の引渡し等に関する実費徴収要綱 等

3 組織構成及び人員

(1)組織構成



(2)職員の配置状況

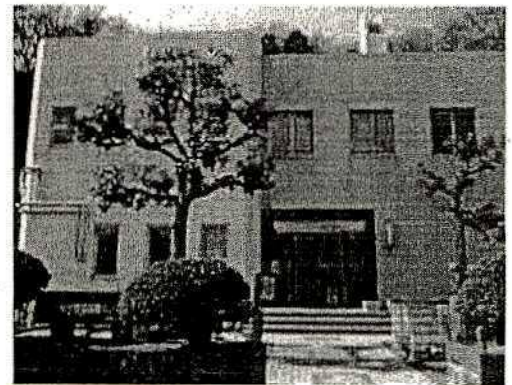
	総数	所長	事務	獣医師	動物保護 作業員	飼養管理 員	運転手	非常勤嘱 託員
総数	18	1	1	6	2	1	3	4
所長	1	1						
庶務係	5		1				3	
業務係	12			6	2	1		

4 管轄区域



5 施設の概要

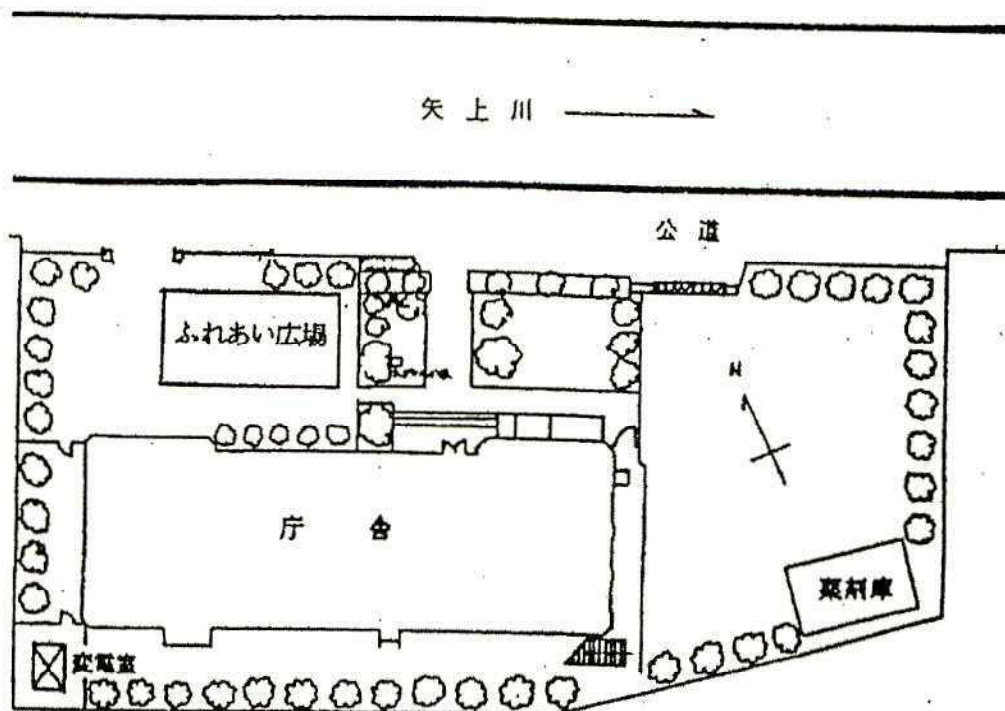
- (1)所在地 川崎市高津区蟹ヶ谷119番地
- (2)敷地面積 1,370.00㎡
- (3)建築構造 鉄筋コンクリート2階建
- (4)建築面積 300.44㎡
- (5)建築延べ面積 584.90㎡
- (6)施設内容



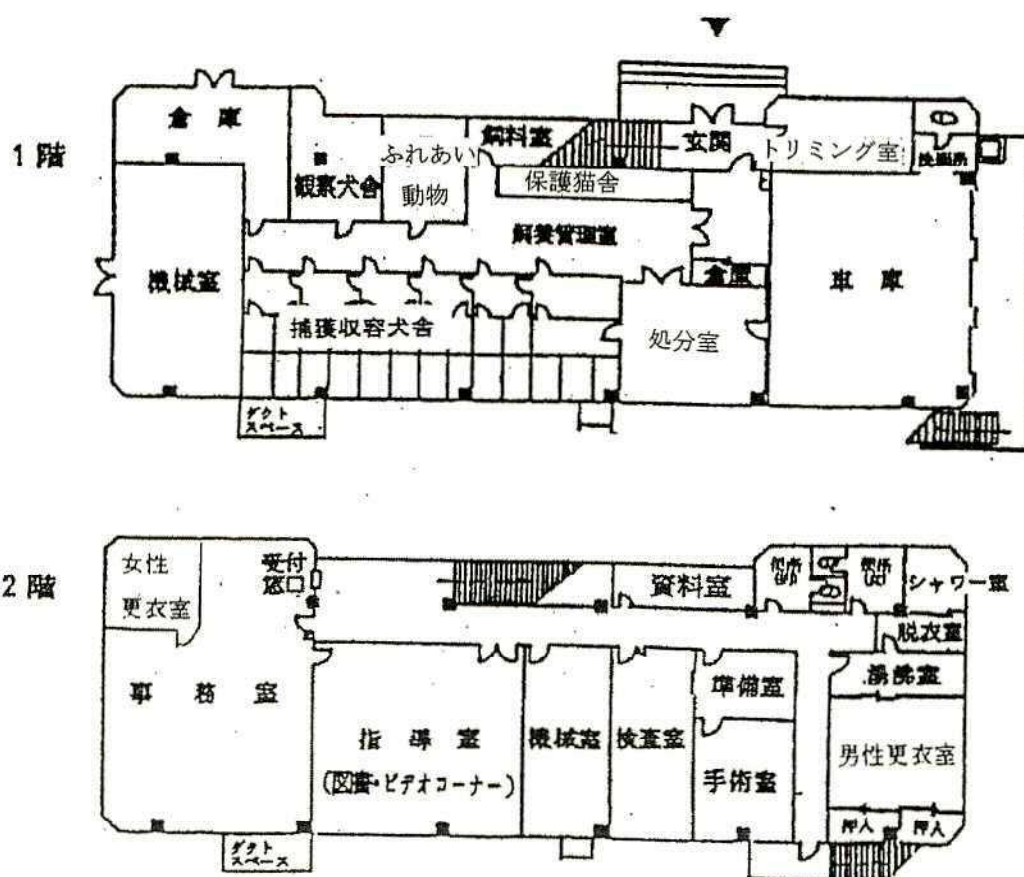
ア 管理関係施設	294.24㎡
手術室	22.94㎡
検査室	18.60㎡
事務室(女子更衣室含む。)	75.50㎡
男子更衣室	18.60㎡
機械室等	161.30㎡
イ 収容関係施設	138.87㎡
処置室(処分室)	20.00㎡
犬収容	130.55㎡
ねこ収容	2.70㎡
その他(うさぎ、モルモット)	5.62㎡
ウ 愛護関係施設	103.76㎡
指導室	45.26㎡
ふれあい広場	58.50㎡

6 建物配置図及び平面図

建物配置図



建物平面図



7 事業予算及び手数料

(1)事業予算

24年度予算

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手 数料(飼養登 録)	諸収入	県支出金	合計
歳入	2, 150, 000	17, 000	622, 000	95, 000	2, 884, 000

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	9, 981, 000	345, 000	10, 326, 000

23年度決算

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手 数料(飼養登 録)	諸収入	県支出金	合計
歳入	9, 298, 771	6, 800	478, 000	65, 000	9, 848, 571

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	9, 841, 771	341, 700	10, 183, 471

(2)手数料

①動物愛護センター使用料

不妊手術料(雄)	1頭につき	8, 000円
不妊手術料(雌)	1頭につき	15, 000円

②狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3, 000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2, 950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

③管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	2, 000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	400円
動物取扱責任者研修受講手数料	1頭につき	1, 000円

④鳥獣飼養登録手数料

飼養登録更新手数料	1頭につき	3,400円
-----------	-------	--------

⑤その他

返還手数料	1頭につき	1,200円
飼養管理費	1日1頭につき	800円
マイクロチップ費用	1頭につき	2,000円
有害鳥獣処分費用	1頭につき	1,000円

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

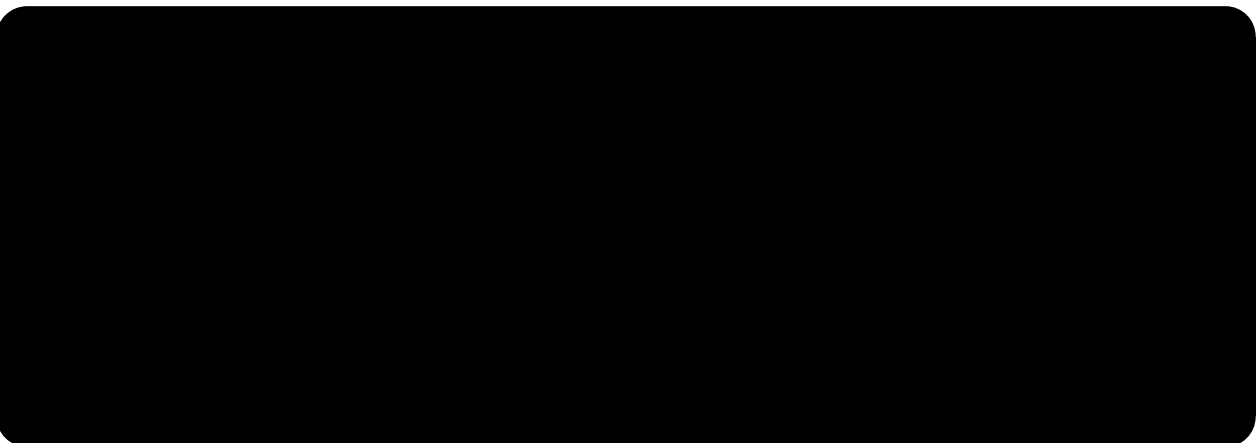
(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要となります。市民の動物を愛護する気風を招来し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養をもって、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① 動物ふれあい教室

小学校低学年(生活科のカリキュラム)や保育園等を対象に、幼少のころから動物とふれあい、命の大切さを学ぶことにより動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指すため、動物愛護教室を実施しています。

また、動物介在活動の一環として、動物とともに老人ホームを訪問しています。



ア 出張動物ふれあい教室

小学校や保育園等に出張し、動物の体の構造、モルモットやウサギの触り方、犬にかまれないための接し方、子供たちと犬との心臓の音の聞き比べを行います。さらに動物とのふれあいを通して、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学んでもらいます。

また、老人福祉施設では、モルモットやうさぎ、犬などをさわることにより、入所者が笑顔になり、元気になります。

なお、「ふれあい後の手洗い」については、すべての施設で実施するよう啓発しています。

平成23度の出張方式は、36施設(小学校28施設、保育園等6施設、老人ホーム2施設)で延2958人の参加でした。

イ 来所動物ふれあい教室

所内のふれあい広場を利用して、主に自主育児グループを対象に実施しています。幼児と親に対して、モルモットやウサギの触り方、犬への接し方、猫の触り方などを説明し、動物について学んでもらいます。さらに、親に対して、動物愛護や終生飼養、動物由来感染症について説明し、普及啓発を行います。

平成23年度の来所方式は7グループ、延256人の参加でした。

動物ふれあい教室(平成13年から23年まで)

年 度	13			14			15			16		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	29	29	2,549	28	28	2,172	20	20	1,715	11	11	804
小学校	21	67	2,827	22	67	2,654	25	74	2,641	28	79	2,517
老人福祉施設	1	2	75	1	2	70	1	2	53	1	2	76
自主育児グループ	7	7	320	5	5	224	8	8	298	5	5	218
総 数	58	105	5,771	56	102	5,120	54	104	4,707	45	97	3,797

年 度	17			18			19			20		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	11	853	10	10	727	9	9	710	11	11	965
小学校	24	79	2,612	28	89	2,907	28	96	2,960	28	100	3,088
老人福祉施設	2	5	177	1	2	45	1	2	34	2	3	40
自主育児グループ	8	8	297	9	9	369	9	10	343	10	10	373
総 数	45	103	3,939	48	110	4,048	47	117	4,047	51	124	4,466

年 度	21			22			23		
施 設	施設数	回数	施設数	回数	人員	人員	施設数	回数	人員
保育園等	9	9	521	11	12	838	6	6	309
小学校	27	86	2,702	27	84	2,517	28	86	2584
老人福祉施設	2	2	72	1	1	38	2	3	65
自主育児グループ	13	13	501	11	11	219	7	7	256
総 数	51	110	3,796	50	108	3,607	43	102	3214

※ 平成24年度からは名称を「動物愛護教室」と変更しています。

②夏休み動物体験教室

夏休み期間中に、動物の世話をしたり、動物とふれあうことを通して、命の大切さを学んでもらいます。

ア 夏休み飼育体験教室

小学校高学年を対象に、主に収容動物の生態についての勉強と仔ねこ、モルモット、ウサギの飼養管理、犬のシャンプーを実施します。普段あまり動物と接することがない子供たちが多く参加しますが、最後に「動物と触れ合えてとても楽しかった。」という言葉のほか、「動物を飼うのって大変だね。」という感想を聞くことができます。平成23年度は2回実施し、計35名(大人含む。)が参加しました。

イ 夏休みふれあい教室

小学校低学年以下を対象に、モルモットやウサギの触り方、犬への接し方、猫の触り方などを説明し、動物について学んでもらいます。

平成23年度は、1回で13名(大人含む。)が参加しました。

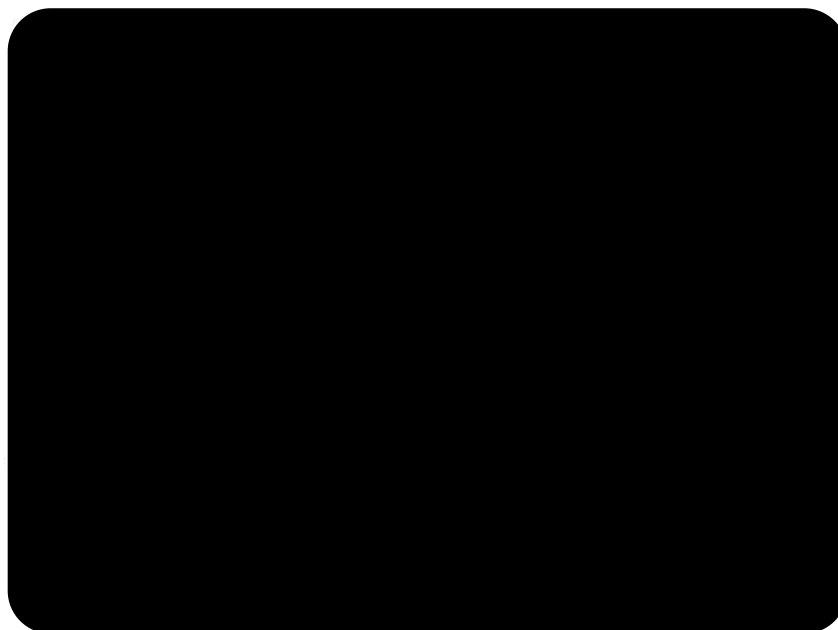
	回数	参加数	内容
飼育体験教室	2	35	収容動物の飼養管理、犬のシャンプー
ふれあい教室	1	13	モルモット、ウサギ、犬とのふれあい

③ふれあい広場

所内に設置されたふれあい広場は常に開放しており、市民が自由に来所して動物を見ることができるようになっています。センター周辺には養護施設や保育園等があるため、散歩の途中でセンターに立ち寄り、動物とふれあいことにより、命の大切さについて感じてもらいます。

平成23年度実施状況

	回数	参加数	内容
ふれあい広場	20	200	モルモット、ウサギ、犬とのふれあい



④動物愛護フェアかわさき2011

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。この期間中に全国的に動物愛護事業が行われており、市では、川崎アゼリアにおいて、9月25日に動物愛護フェアかわさき2011が開催されました。

当センターでは、長寿犬・ねこやセンター譲渡動物の写真パネル、センター譲渡事業に関する普及啓発パネルの展示及び動物愛護普及啓発リーフレット等の配布を行いました。

⑤動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、当センターに収容され、処分されることとなった動物たちと川崎市衛生研究所で処分された動物たちの霊を供養するため、獣医師会、愛護団体、かわさき犬ねこ愛護ボランティア、保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行います。

平成23年度は9月22日に実施し、57名が参列しました。

⑥施設見学等

当センターは、広く一般に公開しており、市内だけでなく市外の方からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、殺処分室も含めた見学を実施しています。

また、報道機関等からも度々取材の相談があり、対応しています。見学等に関しては、当センターの業務を正しく理解してもらうことや、殺処分の実態を知ってもらうことにより、より広く動物愛護の普及啓発を図れるため、積極的に対応しています。

平成23年度実施状況

回数	参加数	対象
238	368	市民、市外住民、学生、雑誌、報道機関など

(2)動物の適正飼養推進

動物の苦情については、各区役所保健福祉センター衛生課と当センターに寄せられますが、特に犬の鳴き声や犬ねこの糞尿による被害が多くなっています。鳴き声などは近隣とのトラブルが発生しやすいこともあり、飼い主も精神的に参ってしまっていることがあります。また糞尿の不始末や放し飼いなどは飼い主のモラルが低く継続的な指導が必要となります。このため、返還、譲渡等様々な機会を通じて、飼い主等が

責任を持って動物を適正に飼養できるように普及啓発をしています。

①犬ねこ等の適正飼養講習会

犬の譲渡を希望する者を対象に、犬との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施します。また、そのほかの動物についても、譲渡前に適正に飼養できるかを確認し、譲渡時講習を実施しています。

また、現在犬を飼っている、またはこれから飼いたいと思っている市民を対象に マナーアップを目的とした、犬と楽しく暮らすための犬のしつけ方教室を開催しています。

平成23年度実施状況

種類		回数	参加数	内容
譲渡	譲渡前講習会	31	64	動物に係わる法律、犬を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時講習会	90	139	犬ねこ等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等
犬のしつけ方教室		2	45	講習「犬と楽しく暮らすためには」



②動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に犬の捕獲に関しては、市民の安全のために時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、傷病動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課と連携を図りながら、迅速に対応するとともに、夜間など

の時間外には川崎市獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

動物別にみると、犬の相談で最も多いのが「犬の鳴き声」「散歩での糞の不始末」です。特に鳴き声に関する苦情の場合には、飼い主が判明しており、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例がたびたびあります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、保健福祉センター衛生課と協力して、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

ねこに関する苦情では、仔ねこの保護や引き取りの相談が最も多く、次いで近隣のねこの餌やりや外飼いねこによる糞尿の被害などとなります。飼い主の判明しないねこに関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものに関して引き取りを行っています。

また、餌やりを行っている人や飼い主が判明している場合には、保健福祉センター衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導をしています。飼い主が判明していない場合でも、保健福祉センター衛生課では、ねこ侵入防止対策について相談を受けており、「ガーデンバリア」などの器具の貸し出しも行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例が少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、糞尿の不始末や異常な鳴き声の放置、集合住宅での不適正飼養など、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものが多く、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて保健福祉センター衛生課への技術支援という形で対応します。

当センターにおける平成23年度の苦情件数は341件で、犬に関する苦情が80件（捕獲収容等58件、飼養管理7件、その他15件）、ねこに関する苦情が211件（保護収容相談147件、飼養管理43件、その他21件）、その他の動物の保護収容相談が50件でした。

あれ？！

ここっておしっこ

しても大丈夫？



苦情受付件数(区別)

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		341	88	43	54	48	57	29	22
犬	捕獲	14	3	2	1	1	3	2	2
	引取り	44	13	8	5	4	10	2	2
	飼養管理	7	3	0	1	0	2	1	0
	その他	15	4	1	2	4	0	3	1
ねこ	保護・引取り	147	45	21	24	26	17	10	4
	飼養管理	43	7	5	8	8	9	3	3
	その他	21	3	3	4	2	6	2	1
その他	保護・引取り	22	5	1	3	3	3	4	3
	その他	22	5	0	2	0	7	2	6
その他		6	0	2	4	0	0	0	0

③動物に関する相談・問い合わせ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受けています。特に、現在飼っている方で、飼養管理方法に悩んでいた、問題行動に対応できていない場合があるため、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導を実施し、終生飼養に向けて支援します。

また、飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿(市内・市外)に記録するとともに、他自治体や警察署などを紹介しています。さらに、当センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、24時間情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを常設し、常に問い合わせに対して迅速、的確に対応できるようにしています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回の割合で、当センターに電話をしてもらい、収容動物が飼い主に正確に返還できるように厳重にチェックしています。

なお、動物の保護の届け出に関しても保護動物受付簿に記録して、警察署等を紹介するなど同様に対応しています。

平成23年度の相談件数は1553件で、動物の飼養希望345件、動物の飼い方相談244件、逸走動物届出505件、保護動物届出188件、その他271件です。

相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	1553	134	192	184	127	147	122	149	104	98	122	87	87
飼養希望	345	39	61	21	17	27	35	47	19	26	21	16	16
飼い方相談	244	18	46	58	19	18	9	21	11	8	16	10	10
逸走動物届出	505	36	42	34	58	61	44	51	37	37	46	35	24
保護動物届出	188	13	14	18	11	17	21	15	20	13	17	14	15
その他	271	28	29	53	22	24	13	15	17	14	22	12	22

④返還時の飼い主指導

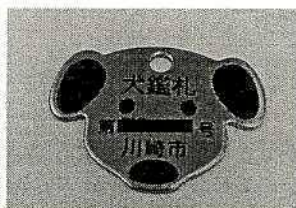
当センターに收容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着のため飼い主がわかりません。また、犬に関しては、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)がほとんど装着されていません。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護法に基づく所有者明示義務や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導します。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。

当センターに收容される犬ねこの飼い主からは、「いつもは帰ってくる。」というような発言が多く見受けられるため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、二回以上当センターに收容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策について区役所保健福祉センター衛生課とともに現地指導しています。

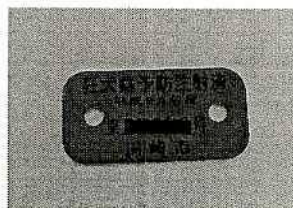
平成23年度收容動物所有者明示状況

	鑑札	注射済票	マイクロチップ	脚環	迷子札
犬	1	4	6		1
ねこ					1
ハト				2	

※ 鑑札と注射済票両方を装着していた犬はいませんでした。注射済票とマイクロチップの両方を装着している犬が1頭いました。



犬鑑札



予防注射済票



迷子札

2 動物の収容・保護・管理事業

(1)市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況

市内の登録状況の年度別推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
登録頭数	35,806	37,838	40,074	42,527	44,852	48,171	51,406	54,401	56,562	58,607	60,350
	4,295	4,564	4,497	5,038	4,894	5,634	5,888	5,316	4,950	4,563	4,362
予防注射頭数	30,785	32,243	33,602	35,630	37,107	39,479	41,823	43,039	43,901	44,763	45,406

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

区別の登録状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	60,350	9,823	5,521	7,743	8,968	10,397	8,726	9,172
	4,362	727	418	551	561	839	621	645
予防注射頭数	45,406	7,127	4,378	5,558	6,464	8,075	6,388	7,416
世帯数	668,768	106,125	71,435	118,142	103,435	93,502	103,612	72,517

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

(2)犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、危害の防止及び動物の愛護のため、犬の捕獲及び拾得者等からの引き取り、負傷した犬の保護を実施しています。

咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区役所保健福祉センター衛生課と連携し、迅速に対応します。また、早朝や夜間などの時間外でも危害防止の観点から緊急捕獲を実施します。

平成23年度の犬の捕獲等は143頭でした。その内訳は、犬の捕獲が23回出動で19頭、拾得者等からの引き取りが119頭、負傷犬の保護が5頭でした。

平成23年度に当センターに収容された犬144頭のうち、94頭が飼い主に返還されました。

犬の捕獲等・返還状況の年度別推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
捕獲等頭数	309	226	207	249	250	186	196	189	126	127	144
							116	154	94	101	120
返還頭数	145	134	143	142	140	131	149	132	84	79	94
返還率	46.9	59.3	69.1	57.0	56.0	70.4	76.0	69.8	66.6	62.2	65.3

※捕獲等頭数下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

収容犬の返還日数

当センターでは収容日当日から数えて5日目(土日祝日を除く。)を、収容の期限としています。

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	飼い主が 市外
捕獲等頭数	144	34	14	13	25	27	16	15	
返還頭数	94	22	5	8	20	20	8	5	6
返 還 日	収容当日	31	3	1	3	9	10	4	0
	2日目	39	9	4	4	8	7	3	2
	3日目	8	3	0	0	1	2	1	0
	4日目	7	2	0	0	2	0	0	1
	5日目以上	9	5	0	1	6	1	0	2

(3) 犬ねこ等の引き取り

飼い主から動物の引き取りを求められた場合には、新たな飼い主を探す努力をすることと終生飼養について指導した上で、「やむを得ない理由がある場合」に限り、殺処分を十分に説明してから引き取っています。やむを得ない理由とは、飼い主の死亡、転居等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからない場合などをいいます。

また、犬ねこ等を拾った市民から引き取りを求められた場合には、故意または悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しています。

特にねこに関しては、拾得されたねこが自活できない状況かどうか確認するとともに、自活できると判断したねこについては引き取りを実施していません。

なお、引き取り動物の大部分は離乳前の仔ねこで、「産み捨てられた仔ねこ」「捨てられていた仔ねこ」等を拾得者から引き取る場合が多いです。ねこに関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主がいまだに多いため、多くの仔ねこが生まれてしまうという環境があります。そのような状況で当センターに収容される離乳前の仔ねこの多くは、やむを得ず殺処分となります。

平成23年度の引き取り動物は845頭で、犬177頭(飼い主から57頭、拾得者等から120頭)、ねこ605頭(飼い主から164頭、441頭)、うさぎ・鶏等のその他の動物は63頭(警察から60頭)でした。

なお、平成18年度から、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項に基づき、拾得者等から犬ねこを引き取る場合には、「所有者の判明しない犬ねこの引き取り依頼書」により引き取りを実施しています。

犬ねこ等の引き取り状況年度別推移

ねこの引き取り数について、平成18年度以降急激に増加しているのは、離乳前の仔ねこについて負傷動物扱いとしていたものを、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法を変えたことによります。

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	943	742	735	599	767	1,296 848	1,351 879	1,180 793	949 683	927 693	845 561
犬	120	95	91	86	149	109	187 116	227 154	143 94	157 101	177 120
ねこ	772	556	533	477	567	1,142 848	1,101 738	852 639	746 589	704 562	605 441
その他	51	91	111	36	51	45	63	101	60	66	63

※下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

(4) 負傷動物の保護

公園、道路等で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主のわからない犬ねこ等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などの治療を行っています。

また、夜間・休日などの時間外の負傷動物の保護及び治療については、川崎市獣医師会に委託しています。

平成23年度の負傷動物の保護は、犬5頭、ねこ149頭、その他の動物5頭(ペット動物のみ)でした。

負傷動物保護状況年度別推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	908	1,019	1,085	965	979	530	339	347	330	279	159
犬	5	7	1	0	0	0	0	20	16	9	5
ねこ	821	935	988	857	873	376	244	189	203	172	149
その他	82	77	96	108	106	154	95	138	111	98	5

※ 負傷ねこの収容数について、平成18年度以降急激に減少しているのは、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法が変わっているためです。

平成23年度の動物の収容状況

			総数	保健福祉 センター	愛護センター	
					窓口	個別
総数			1,026	409	230	387
所有者か らの引取り	計		227	102	79	46
	犬	計	57	20	23	14
		91日以上	52	20	23	9
		91日未満	5	0	0	5
	ねこ	計	167	81	54	32
		91日以上	101	46	40	15
		91日未満	63	34	12	17
	その他		3	1	2	0
拾得者等 からの引 取り(警察 含む)	計		621	256	137	228
	犬	計	120	4	27	89
		91日以上	119	4	26	89
		91日未満	1	0	1	0
	ねこ	計	441	252	110	79
		91日以上	8	2	0	6
		91日未満	433	250	110	73
	その他		60	0	0	60
犬の捕獲	計		19	9		10
	91日以上		19	9		10
	91日未満		0	0		0
負傷動物	計		159	42	14	103
	犬	計	5	0	1	4
		91日以上	5	0	1	4
		91日未満	0	0	0	0
	ねこ	計	149	42	13	94
		91日以上	83	18	10	55
		91日未満	66	24	3	39
	その他		5	0	0	5

(5) 収容動物の飼養管理

飼い主の判明しない収容動物については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は収容日当日から数えて最低5日間以上(土日祝日を除いて数える。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢等の確認、マイクロチップリーダーによる全身の読み取りを実施しています。

また、咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、各区保健所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し鑑定を行っています。飼い主が明らかな場合でも、適切に飼養管理ができないと判断される場合にはセンターに収容されることがあります。検診期間中に死亡した場合などは、当センターで検体を採取し、神奈川県衛生研究所にて精密検査を実施しています。なお、平成23年度は、狂犬病鑑定及び精密検査の実施はありませんでした。

さらに、飼い主からの引き取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施ながら、飼養管理を行います。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。

なお、動物同士の感染症を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウムやビルコンで消毒します。状況に応じて、ヨウ素や熱湯なども使用します。

(6) 犬ねこ等の殺処分

収容管理期間が満了した動物のうち、高齢や病気、攻撃的などの理由で譲渡に

適さないと判断した動物については、炭酸ガスの吸入または麻酔薬注射により殺処分を行い、死体は環境局浮島処理センターで焼却しています。

また、収容された動物で、飼養管理が困難な離乳前の仔ねこや治療による回復が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期限内であっても獣医師の判断により殺処分を実施します。

なお、平成23年度の殺処分は359頭で、犬17頭、ねこ308頭、その他の動物34頭でした。収容時及び収容中に死亡したのは92頭で、犬2頭、ねこ88頭、その他の動物2頭でした。

殺処分状況の年度別推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	1,826	1,761	1,785	1,565	1,671	1,704	1,474	1,234	989	694	359
犬	166	157	115	145	186	89	86	87	58	30	17
ねこ	1,547	1,449	1,494	1,306	1,366	1,472	1,301	993	816	586	308
その他	113	155	176	114	119	143	87	154	115	78	34

(7) 犬ねこ等の引渡し

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を個人や新たな飼い主を見つける活動をしている対象団体等に譲渡しています。

また、譲渡をより推進するため、当センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

一般譲渡

新たな飼い主を希望する市民等に対して、動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主になるよう啓発しています。また、講習会実施の際、当センターの譲渡条件について説明し、動物を飼養できる環境か確認しています。動物を譲渡する場合には、譲渡会ではなく、マッチング形式で実施しています。さらに、譲渡後のフォローについても積極的に実施し、状況に応じて現場指導も行っています。譲渡動物の飼養管理調査は、終生飼養推進事業で特に重要なものと考え、フォローが可能な市民及び近隣の住民に対して譲渡を実施しています。

団体等譲渡

新たな飼い主を見つける活動を行う団体等(個人活動者を含む。)を対象に譲渡を行っています。団体等への譲渡動物は、一般譲渡より基準を緩和し、その動物の状況を説明したうえで、離乳前の仔ねこや老齢、病気の動物についても譲渡を実施しています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利な活動を行う団体で、平成23年度は23団体(個人活動者含む。)が譲渡対象団体等として登録されています。

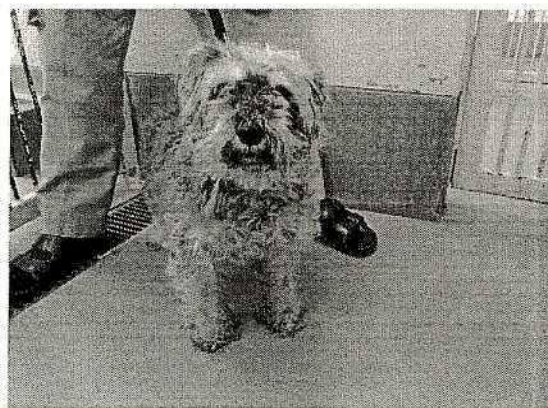
譲渡状況年度別推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	222	100	72	107	146	137	139	133	202	416	469
犬	120	47	38	54	69	78	66	71	41	69	80
ねこ	60	38	24	30	50	37	49	49	123	299	357
その他	42	15	10	23	27	22	24	13	38	48	32

平成22年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	469	109	10	9	11	16	11	8	6	38	360
犬	80	13	0	1	1	2	2	0	0	7	67
ねこ	357	84	9	8	9	14	9	6	6	23	273
その他	32	12	1	0	1	0	0	2	0	8	20

収容時写真



トリミング後



(8)登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、登録状況の確認を行い、未実施犬については、登録と狂犬病予防注射を実施しています。また、譲渡の際にも市内在住者に対して登録等を実施しており、平成23年度は登録28頭、予防注射34頭でした。

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	返還	23	8	5	2	5	0	3	0
	譲渡	5	0	1	1	2	1	0	0
予防注射実施頭数	返還	29	10	3	2	7	5	1	1
	譲渡	5	0	1	1	2	1	0	0

(9) マイクロチップの推進

所有者明示措置を積極的に推進するため、譲渡や返還の際にマイクロチップについて飼い主に説明したうえで、希望者に挿入を実施しています。

平成23年度は、犬17件、猫64件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明したうえで実施しました。

(10) 繁殖制限

当センターに收容される動物の大部分が繁殖制限を実施しないで増えてしまった仔ねこです。また、收容動物の多くが繁殖制限をきちんと実施していないという現状があります。

当センターから收容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる人に必ず避妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、当センターでも状況に応じて避妊去勢手術を実施しています。特に健康状態が問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施するようにしています。

平成23年度は、犬4頭(雄3頭、雌1頭)、ねこ24頭(雄14頭、雌10頭)を手術実施後に譲渡しました。

(11) コーディネート事業

やむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報を、当センターのホームページに掲載することで、新たな飼養希望者を探す手伝いをしています。市民を対象としており、ホームページに掲載するためには、直接当センターの窓口での申込が必要となります。

平成23年度は、新たに11件の登録がありましたが、譲渡の成立は1件でした。

3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業

(1) 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、哺乳類、鳥類、は虫類について、販売・保管・貸出・訓練・展示のいずれかの業を営む場合には、規定された基準に適合した動物の取り扱い施設、飼養施設を設け、保健所長の登録を受ける必要があります。川崎市では、動物取扱業に係わる相談、申請、監視を各区役所保健福祉センターで実施していますが、当センターにも市民からの相談が多く寄せられるため、協力して対応しています。

平成23年度登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
取扱業登録数	479	63	46	65	58	99	82	66

(2) 特定動物

動物の愛護及び管理に関する法律では、ライオンやワニなどの猛獣や猛禽類、有毒である動物を特定動物として定めており、飼養または保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

当センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立ち入り検査を実施します。また、既許可施設については、随時立ち入り調査を実施し、施設基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

また、飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないように、関係機関と連携し必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

平成23年度飼養許可状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数		14	6			1	4	1	2
内訳	サル	2					1		1
	ワニ	4	3						1
	カメ	4	2			1		1	
	ヘビ	2					2		
	トカゲ	2	1				1		

4 鳥獣保護法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第5条第2号に基づく捕獲許可事務について当センターに移管されています。

特に4月以降はカラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。当センターでは、相談内容により、公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その管理者を紹介しています。また、各区役所保健福祉センターから依頼があった場合には、状況に応じて現地の確認も行っています。

平成23年度の生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は278件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は4件、これに伴う許可証及び従事者証については1,064枚交付しました。

(2) 鳥獣飼養登録事務

神奈川県では、現在愛がん飼養目的での飼養登録を認めていません。平成23年度はすでに登録して、メジロを飼養している市民の登録更新に伴う登録票を2件交付しました。

(3) 移入動物捕獲支援

当センターでは要綱に基づき、人家等に営巣し、騒音やふん尿などの生活環境被害を発生させた有害移入動物（ハクビシン、タイワンリス等）の捕獲を実施する市民に、捕獲方法の助言と捕獲器具の貸出などの支援をしています。

電話相談時に状況の聞き取りを行い、実際に生活被害があり、捕獲以外に方法がない場合で、自身で捕獲を実施する市民に対して、捕獲器具の貸し出しと同時に有害鳥獣の捕獲許可を申請してもらいます。

また、有害移入動物が捕獲された場合、殺処分を有料で実施しています。



平成23年度貸出・捕獲状況（ハクビシンのみ）

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱貸出依頼件数	75	2	8	16	6	6	15	22
捕獲箱貸出数	75	2	8	16	6	6	15	22
ハクビシン捕獲数	26		5	9	2	2	6	2

(4) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害をうけたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、当センター職員が直接現地で確認して設置します。なお、当センター職員は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

平成23年度は、川崎区で目撃情報があり、捕獲箱を設置しましたが、捕獲できませんでした。

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱設置件数	4	1			1	1	1	
捕獲箱設置数	5	2			1	1	1	
アライグマ捕獲数	9	5				4		

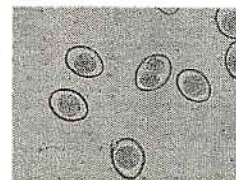
5 動物由来感染症対策

(1) 収容動物の検査

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、収容動物、ふれあい動物からの病原体検出状況等について検査を実施しています。

また常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、施設内の感染症を予防することができます。

収容動物のうち、犬143頭、ねこ357頭を対象に検便(虫卵)を計1471件実施しました。2か月前後の仔ねこの多くに猫回虫、コクシジウムが発生しました。また、犬については、仔犬は犬回虫、成犬は鞭虫などが検出されましたが、ねこに比べて少ない件数でした。



(2) ふれあい動物の検査

ふれあい動物は、小学校低学年、保育園、老人福祉施設などの感染リスクの高い人と接触するため、怪我、皮膚病、下痢等の健康状態のチェックを常に行います。

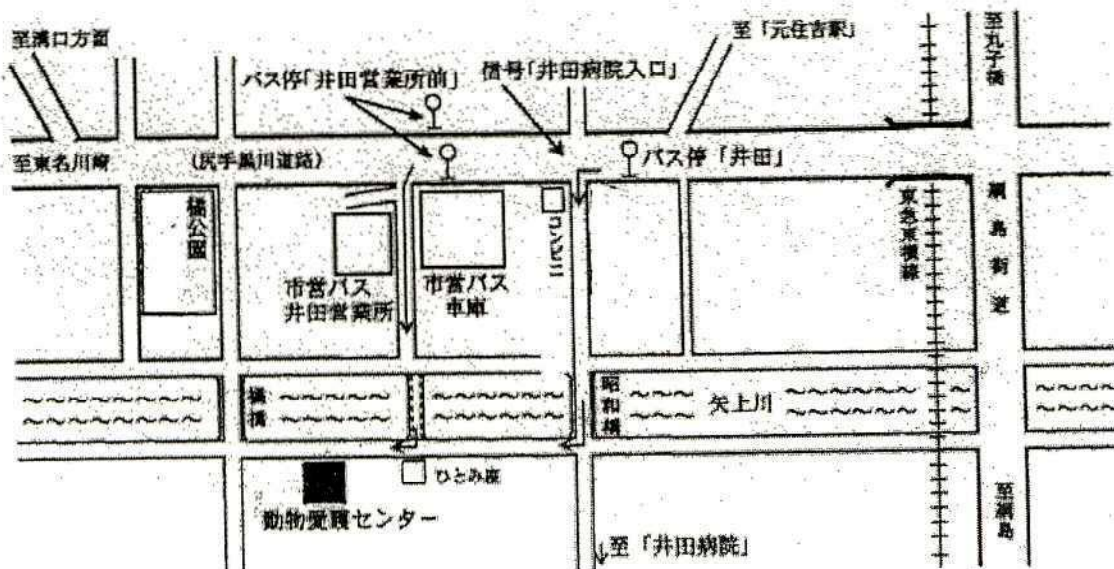
また、ふれあい犬については、普段から検便(虫卵)と二週間ごとのシャンプー、爪切りなどを実施しています。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ

感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、現地確認し、死亡野鳥の迅速検査を実施しています。また、状況に応じて死体のあった場所の消毒も行っています。

平成23年度は、野鳥の死体を10件収容しましたが、損傷等の理由で検査を実施したのは1件のみでした。

案内図



川崎市動物愛護センター

住所 川崎市高津区蟹ヶ谷119

電話 044-766-2237

(1) JR 武蔵新城駅から市営バス

井田病院 行き
川崎駅西口 行き
井田営業所 行き
上平間 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

(2) JR 川崎駅西口から市営バス

井田営業所 行き
新城駅 行き
蟹ヶ谷 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

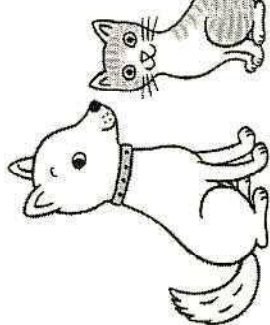
井田病院 行き

井田 下車 徒歩10分

わんわんレポート

平成23年度





わんわんしポート

平成23年4・5月号 No.337

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷 119

電話 044-766-2237

Mari Torigoe

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe

新年度のご挨拶

東北地方太平洋沖地震で被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。
震災後、動物愛護センターには市民から募金や支援物資などの被災動物の救護に関する相談が寄せられています。現在、(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会及び(社)日本獣医師会が「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ、義援金の募集や支援物資の配送などの救援活動を行っており、市民の方にはこちらを紹介しています。また、環境省では動物用ケージやテントを被災した自治体へ送る準備を進めるとともに、被災地等における仮設の動物収容施設設置に関する支援について検討しています。川崎市動物愛護センターにおいても、環境省と連携を図り、微力ながら被災動物の譲渡支援を行なっていくと考えています。

4月に入り、若干職員の異動がありました。職員一丸となって事業に取り組んで参ります。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

川崎市動物愛護センター所長 角 洋之

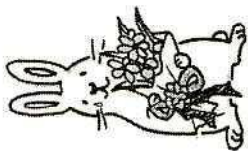


現在、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に向けて、国でも委員会を実施し検討を重ねているところ。今回、川崎市でもシンポジウムが開催されますので、ぜひご来場ください。

4月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありました

☆お世話になりました

担当課長(事務) 中村 勇一 退職
担当係長(獣医師) 西村 文雄 退職
担当(獣医師) 原 俊吉 中央卸売市場食品衛生検査所へ

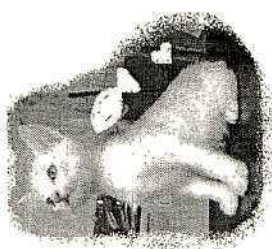


☆よろしく願います

担当課長(事務) 長谷川 幸雄 川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課から
担当(獣医師) 小木曾 緑子 宮前区役所保健福祉センター衛生課から
担当(獣医師) 相原 俊介 新人
担当(獣医師) 池田 史朗 新人



区役所保健福祉センターの動物行政担当者の一部異動がありましたので、あらためて紹介します。



健康福祉局健康安全室	担当	荒木 康隆
川崎区役所保健福祉センター衛生課	担当	秋元 さやか
幸区役所保健福祉センター衛生課	担当	井上 便治
中原区役所保健福祉センター衛生課	担当	斉藤 咲子
高津区役所保健福祉センター衛生課	担当	佐野 孝祐
宮前区役所保健福祉センター衛生課	担当	勝又 絵美
多摩区役所保健福祉センター衛生課	担当	田中 衣里子
麻生区役所保健福祉センター衛生課	担当	赤松 大(係長)
	担当	西村 大樹
	担当	永野 孝一郎

川崎市動物愛護センターでは、犬や猫を

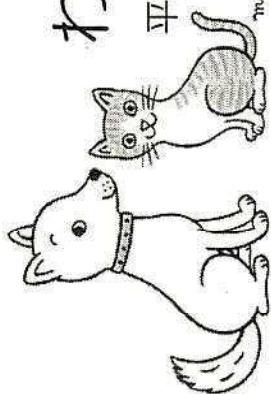
買って頂ける方を常に募集しています。

詳しくはお電話にてご連絡ください。

川崎市 動物愛護センター
電話: 044-766-2237
業務時間: 平日 8:30~17:00



まいてる
ワニ!!



わんわんしポート

平成23年6・7月号 No.338

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷 119

電話 044-766-2237

Mari Torigoe

Copyright (c) 2010 Mari Torigoe.

動物愛護センター夏休みイベント！！

動物愛護センターでは、夏休みに次のイベントを開催します。ご参加をお待ちしております。

1 夏休み動物ふれあい教室

動物とのふれあい方を学んだ後、実際に動物とのふれあいを体験し、動物愛護への理解を深めてもらいます。

対象 市内在住の小学1・2・3年生と引率の方

開催日時 8月2日(火) 13時30分～15時30分

定員 先着20名

2 夏休み飼育体験教室

犬、ウサギ、モルモットなどの飼育体験をとおして、動物を飼うことの楽しさや難しさを実感し、動物愛護への理解を深めてもらいます。

対象 市内在住の小学4・5・6年生

開催日時 第1回 7月27日(水)

第2回 8月3日(水)

(1、2回目とも内容は同じで、13時30分～16時00分です)

定員 各回先着10名

※注意：汚れてもよい服装で、長靴持参をお願いします。

申し込みは、7月15日(金)の8時30分からTEL044-766-2237にて先着順に受け付けます。

熱中症にご注意！

梅雨明けまでもう少しですが、気温の方はもう30℃を越える真夏日が続き、本格的な暑さが始まっています。動物の熱中症についてはすでにご存じかと思いますが、本格的な暑さが始まる梅雨の時期から気を付ける必要があります。そこで今月は、改めて熱中症について説明します。

○熱中症とは???

高温で、体温が下がらず脱水・けいれん・虚脱などが現れる病気のことで、ほとんどの動物は人と比較すると汗腺の発達が悪く、発汗によって体温を調節することが出来ません。その代わりに浅く速い呼吸によって体温を下げようとしますが、急激に体温が上昇するとそれを下げるのに非常に困難になります。

○熱中症が起こる原因は???

急に暑さが厳しくなった日にエアコンの入れ忘れや窓を閉め切った状態で外出したり、日中に車の中に動物を入れたままにしたり、外飼いの動物が日陰に入ることができず直射日光にさらされたままなど様々な原因があります。特に、夏の日の車内は60℃程度まで温度が上昇しますので、動物だけでなく人間も気を付けましょう。つまり、熱中症とは暑くて換気の悪い環境が呼吸による体温調節を上手くできなくなることによって起こります。

また、夏の日のアスファルトは60℃を超えているため、熱中症だけでなく足を火傷してしまうこともあります。そのため特に犬の場合、散歩は地面が暑くなる朝8時前までか、日が暮れた夕方以降に行うようにしましょう。

○どんな症状が見られるか???

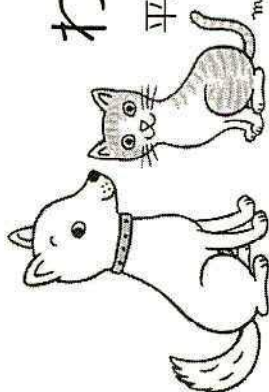
体温上昇や浅く早い呼吸が認められます。やがてよだれを大量に出し、粘膜は最初通常よりも赤くなりますが、その後青くなります。この状態が長引くと嘔吐、下痢などが見られることもあります。さらに、状態が悪化すると最終的には全身的な痙攣が認められ、意識消失、ついには死亡することもあります。

○熱中症になったらどうすればよい???

とにかくすぐに冷やして体温を下げるのが重要です。例えば、なるべく涼しい場所に移動し、濡れたタオルで体をくるんだり、直接体を水につけたりして、急速に体温を下げましょう。クーラーや扇風機を最大限に活用してもなかなか体温は下がりません。また、よだれなどが出ている場合は呼吸を楽にするために、口を上下に広げてガゼやタオルでよだれや泡を吸い取りましょう。

これらの処置の結果、元氣になったように見えたとしてもこれらはあくまで応急処置であるのですぐに近くの動物病院で診察してもらいましょう。

これからの時期、飼い主さんはいつも以上に動物たちの健康状態を確認しましょう！



わんわんしपोर्ट

平成23年8・9月号 No.339

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷 119

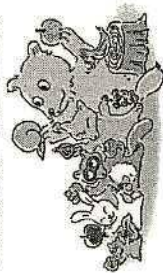
電話 044-766-2237

Mari Torigoe

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

9月20日～26日は動物愛護週間です！

川崎市では、動物愛護週間に次のイベントを開催します。ご家族お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

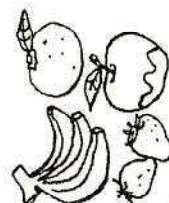


1、動物愛護フェアかわさき2011

開催日時 9月25日(日) 10時30分～14時30分
開催場所 川崎地下街アゼリア スタジオアゼリア

今年はいズスタンプラリーや動物愛護パネル展のほか、最近身近な出来事である災害時におけるペットについてのペットの防災コーナーなどの企画を考えています。

2、動物慰霊祭



開催日時 9月22日(木) 14時～15時
開催場所 川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119番地)

動物愛護センターにおいて、殺処分または死亡した動物および衛生研究所等において、試験・研究のために用いられた動物の慰霊のため動物慰霊祭を執り行います。

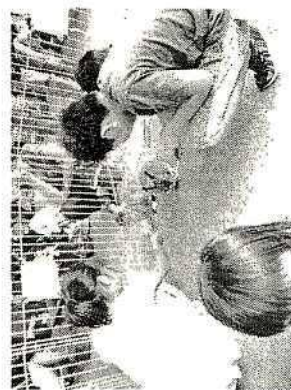
夏休みイベントを開催しました

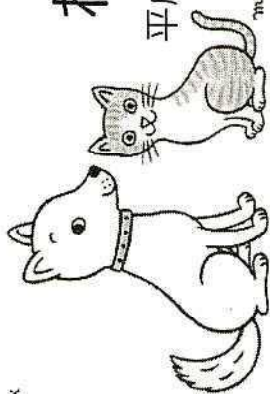
動物愛護センターの夏休みイベントである飼育体験教室が7月27日と8月3日に、ふれあい教室が8月2日に開催されました。連日暑い日が続く中、保護者の方も含めて3日間で62名の皆さんが参加して下さいました。

飼育体験教室では、まず動物愛護センターでの仕事のお話や世話をする動物たちの特徴や習性についての説明をした後、2つのグループに分かれてモルモットとウサギの小屋の清掃とエサの準備をしました。その後ふれあい犬のシャンプー、仔猫のケージの清掃、ウサギのブラッシング、モルモットのふれあいをしてもらいました。始めは、みんな知らない人同士ばかりで緊張していましたが、作業を行ううちに徐々に打ち解けることができました。この飼育体験教室を通して動物の世話をすることの楽しさや大変さを学ぶだけでなく、みんなでの目標を達成することの大切さも学んでいるようでした。



ふれあい教室では、まず実際にふれあってもらった動物の説明をした後、ウサギ、モルモット、犬、仔猫にふれあってもらいました。また、ウサギやモルモットにはキャベツや小松菜をあげてもらいました。ふれあいタイムの最後には、お気に入りの動物たちと一緒に記念撮影を行いました。参加者のほとんどがペットを飼っていない方ばかりだったため、みんなとても楽しみに動物たちとふれあっていました。





わんわんしपोर्ट

平成23年10・11月号 No.340

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷 119

電話 044-766-2237

Mori Torigoe

Copyright (C) 2010 Mori Torigoe.

犬のしつけ教室を開催します

犬を飼っている、あるいはこれから飼ってみようと考えている方を対象に、家庭犬インストラクターを講師に迎え、デモンストラクション犬によるしつけ場面を交えながら、犬との暮らし方や犬とのコミュニケーションの大切さについて話をします。当日困っていることなどがあれば、講師の方にアドバイスをいただくことも可能です。

1、開催日時・場所

(1) 平成23年11月17日(木)：麻生区役所2階予防接種ホール

(2) 平成23年11月24日(木)：幸区役所5階第1会議室

※両日とも午後2時から4時まで

2、演題及び講師

「犬と楽しく暮らすために」

講師 家庭犬しつけインストラクター 廣田 知子

3、対象者・募集定員

川崎市内在住で犬を飼っている方、又はこれから犬を飼う予定の方(先着各40名)

4、申し込み方法

平成23年10月19日(水)から、動物愛護センター(766-2237)への電話による申し込み

☆お願い☆

①犬を連れての参加はできません

②駐車場は限りがありますので極力公共交通機関でお越し下さい



たくさんのご参加
お待ちしております☆

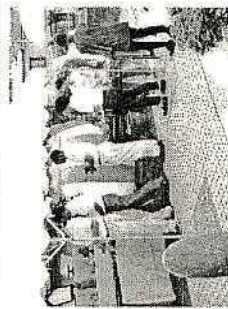
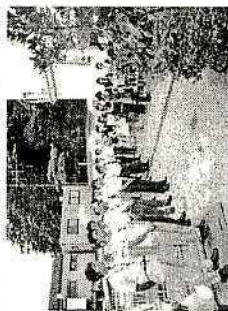
動物愛護フェアかわさき2011が開催されました

平成23年9月25日(日)に川崎地下街アゼリア・スタジオアゼリアにて動物愛護フェアかわさき2011が開催されました。今年は施設の都合上アゼリアにて行われたため、動物とのふれあいができませんでしたが多くの方々に来客され大盛況でした。フェアでは様々なイベントがある中で今回、動物愛護センターではペット写真展やペットに関するパネルなどの動物愛護パネル展を行いました。この愛護フェアを通して、動物に対する愛情や関心について考えるきっかけになれば大変うれしく思います。



動物慰霊祭が執り行われました

動物愛護センターにおいて処分又は死亡した動物及び衛生研究所等において試験・研究のために用いられた動物(犬30、猫586、ニワトリ13、ハト5、マウス217、その他動物60、合計911頭)の慰霊を目的として実施いたしました。当日は慰霊祭の途中で雨に見舞われましたが56名(市職員を含む。)の皆様のご出席をいただきました。



市内一斉適正飼養キャンペーン

平成23年11月1日(火)～11月30日(水)の間、各区役所保健福祉センターを主体として巡回指導などの市内一斉適正飼養キャンペーンを行います。

かわさき犬・ねこ愛護ボランティアの募集

平成23年10月25日(火)～10月31日(月)の間、平成23年11月1日～平成25年10月31日までのかわさき犬・ねこ愛護ボランティアの募集を行います。詳細や申請等に関しては、下記連絡先までお問い合わせ下さい。



健康福祉局健康安全生活衛生担当

電話：200-2448

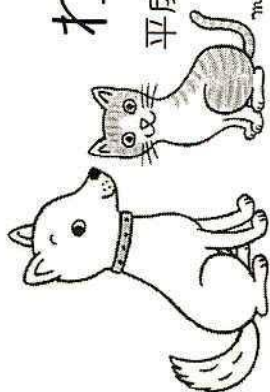
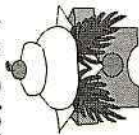
FAX：200-3927

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

わんわんしポート

平成23年12・1月号 No.341

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

新年あけましておめでとございます



ふれあい犬・ハルが譲渡されました

センターのふれあい犬として3年間活躍してくれたハルくん（雑種、3才5ヶ月、♂）がこのたび譲渡されました。長い間飼い主さんを募集しており心配してくださった方々もいらつしやいました。無事個人のお宅に譲渡され毎日優しいお父さんとお母さんに囲まれ幸せな生活を送っています。

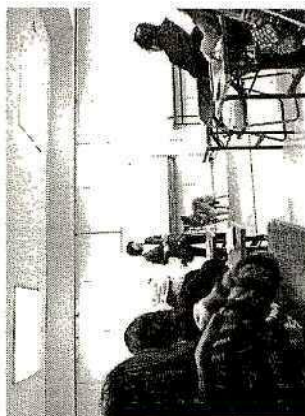


犬のしつけ教室が開催されました

平成23年11月17日（木）、24日（木）に麻生区役所と幸区役所で、犬のしつけ教室が開催されました。両日ともかわさき犬・ねこ愛護ボランティアで家庭犬しつけインストラクターの廣田知子講師に、実際に犬と一緒にデモンストレーションしながらわかりやすく説明していただきました。

教室では、まずしつけは何を目的として行うのか、そしてその方法について説明していただきました。しつけといえ、警察犬などのように犬を支配・服従させるということを考える人もいますが、家庭犬のしつけでは犬を支配・服従させるのではなく犬と共に生ずることを目的としています。そして、家庭犬のしつけをする上で重要なのが、“陽性強化”です。陽性強化とは、ある行動とごほうびを結びつけ、その行動に対して積極的になるように仕向けることです。例えば、犬が自発的に“おすわり”や“フセ”をしたらおやつをあげてほめてあげてください。そうすると犬は「その行動をすれば良いことが起こるんだ」「もっとやろう」と積極的に行動するようになります。

当日は飼い方の悩みや素朴な疑問等多くの質問がありとても有意義な講習会になりました。参加された方々に犬と共に暮らすことを学んでいただけたと思います。



サビ猫ちゃんの飼い主さんを大募集します!!

年齢：4才

種類：雑種

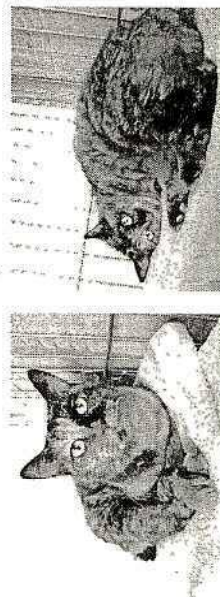
性別：♀（不妊済み）

毛色：サビ

性格：おっとりしていて、

なでられるのが

大好きです☆

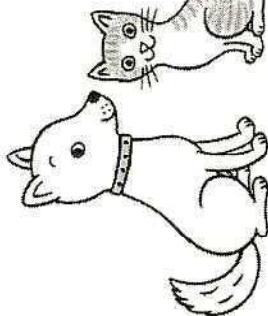


※完全室内飼いで最後まで責任を持って飼ってくださる方を探しています。

不妊手術代として15,000円、マイクロチップ挿入代として2,000円（登録手数料として別途1,000円）がかかります。

詳細は、川崎市動物愛護センターまでお問い合わせ下さい。

電話：044-766-2237 業務時間：平日8:30~17:00



わんわんしポート

平成24年2・3月号 No.342

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷 119

電話 044-766-2237

Mei Toriqoe

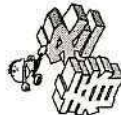
Copyright (C) 2010 Mei Toriqoe.



春に向けて♪

寒さも和らぎ始め日照時間も日々長くなり、春のお訪れが近づいています。春になると動物たちの活動も活発になりますが、春は動物たちだけではなく蚊やノミ・ダニなどのワニちゃんやネコちゃんが病気になる前に今から予防を行しましょう。

今回のわんレポでは春に向けての病気の予防についていくつか紹介したいと思います。



☆狂犬病予防注射

犬の狂犬病は、日本では1956年（昭和31年）以来発生がありませんが、世界各国ではまだ流行しており、毎年5万人以上が死亡している恐ろしい病気です。このような恐ろしい病気から人間や愛犬たちを守るため予防注射は徹底させましょう。

狂犬病予防注射は狂犬病予防法という法律で、毎年1回受けさせることが義務付けられています。特に毎年4月～6月は狂犬病予防注射月間になっていて、現在犬を飼われている方はこの期間に近く又はかかりつけの動物病院で受けさせましょう。また、これから犬を飼う予定の方は、犬を飼い始めた日（生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に、犬の所在地の保健福祉センター衛生課で登録して鑑札の交付を受けて下さい。注射後に交付される狂犬病予防注射済票は、鑑札と一緒に首輪などに付けることが義務付けられています。これらに違反すると20万円以下の罰金が科せられるので飼い主は必ず守りましょう。

当センターに収容される犬のほとんどが鑑札や注射済票が付いていません。もしこれから首輪などに装着されていれば、すぐに飼い主に連絡ができて迷子の犬も帰ることができます。



狂犬病予防注射済票



鑑札

☆フィラリア（犬糸状虫）症予防



犬のフィラリア症とは蚊の媒介によって、犬の心臓や肺の血管に長さ15～30cmの細長い糸状の線虫が寄生する病気です。この糸状虫が感染すると、咳、運動を嫌がる、貧血、痩せる、腹水が溜まる、失神など様々な症状が現れ、重症化すると死にいたる可能性もある恐ろしい病気です。また、蚊から感染したフィラリアが体内で成虫まで成長してしまうと外科手術をしなければならなりません。

このような恐ろしい病気を防ぐために、飼い主さんは暖かくなって蚊が活動する前からかかりつけの動物病院さんでしっかりと予防をしましょう。



☆ノミ・ダニ予防

ノミ・ダニは動物の体表に寄生して血液を吸う1～10mm くらいの大きさの生き物です。ノミやダニは寄生すると犬や猫に激しい痒みを引き起こすだけでなく、アレルギー性皮膚炎といった皮膚病疾患も引き起こす可能性があります。皮膚疾患以外にもノミの場合、犬糸状虫（瓜実条虫）といった寄生虫を犬や猫の体内に寄生させたりもします。また、ノミ・ダニは人間にも寄生してひどい痒みを引き起こしたり、危険な感染症などを媒介する生き物なのでペットや飼い主さんのためにも予防は必ず行うようにしましょう。



サビ猫ちゃんが譲渡されました

先月号で飼い主さんを募集していましたがサビ猫ちゃんは多くの方々から心配していただきましたが無事個人のお宅に譲渡されました。



お世話になりました★

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷119

電 話 044(766)2237

FAX 044(798)2743

発行日 平成25年3月